

事 務 連 絡
平成21年4月27日

各 都道府県消費生活協同組合担当係長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室生協第二係長

地域組合の隣接都府県をまたがる定款変更の取扱い等について

標記につきましては、平成21年1月16日付けの同名の事務連絡においてお知らせしているところですが、地域組合の隣接都府県への区域拡大については、個々の地域組合の特質や実施している供給事業の特質などにより、様々な事例を協議いただいていることを踏まえて、あらためて、下記のとおり整理を行うとともに、所管行政庁の変更に伴う移管手続についても補完いたしましたので、今後の運用に当たりましては、引き続きご協力をよろしく願いいたします。

なお、前回の事務連絡においてもお知らせしておりますが、隣接都府県の地域組合同士の合併については、個別に厚生労働省までご相談いただきますようお願いいたします。

記

1 定款変更の認可申請の取扱いについて

定款変更の認可申請は、隣接都府県に区域を拡大する地域組合から厚生労働省に対して行うこととなりますが、現に地域組合の所管している行政庁であり、地域組合の実情等を把握している各都府県に参与していただくことにより、申請手続が円滑に進むものと考えられます。つきましては、各都府県におかれましては、次の取扱いについてご協力をよろしくお願いいたします。

(1) 定款変更の認可の申請書について、所管の地域組合から厚生労働省に提出される前に、申請書及び添付書類(定款変更の新旧の比較対照表、定款変更の理由を記載した書面及び総会(総代会)の議事録の謄本。)に不備がないかどうか等について確認いただき、その後、地域組合から厚生労働省へ提出するように指導いただきますようお願いいたします。

また、所管の地域組合に対しては、定款変更の認可の申請書の添付書類のうち定款変更の理由を記載した書面において、拡大後も当該区域において適切に事業を行っていくことが見込まれることや拡大区域が隣接する複数県にまたがって同一の生活圏を形成

していることなど(例えば、県境問題が生じていること)について記載するように指導いただきますようお願いいたします。

(注)この同一の生活圏を形成しているかどうかについては、参考となる資料として、例えば、国勢調査による相互の地域における就業者数・通学者数の状況、周辺の道路や鉄道等の状況などが考えられます。

(2)上記「(1)」のとおり地域組合に厚生労働省への提出を指導された際には、定款変更の理由を記載した書面等をもとに、定款変更の認可の可否(隣接都府県への区域拡大が適切であるかどうかなど)に係る意見について、ご連絡をいただきますようお願いいたします。

なお、地域組合の隣接都府県への区域拡大に当たっては、当該地域組合において、拡大区域における要望や事業の特性などが総合的に考慮された上で、合理的に事業を実施する範囲として区域が設定されていることが一般的であるため、このような事情について十分に聴取いただきますようお願いいたします。

2 定款変更の認可申請前における取扱いについて

各都府県におかれましては、円滑な定款変更の認可手続を行うため、地域組合の定款変更の認可の申請書等を確認される前におきまして、次の取扱いについてもご協力をよろしくお願いいたします。

(1)所管の地域組合の隣接都府県への区域拡大については、なるべく早めに厚生労働省まで情報提供いただくとともに、定款変更の認可の申請書案等については、総会(総代会)開催前の早い段階で、上記「1」の内容について確認いただいた上で、厚生労働省まで送付いただきますようお願いいたします。

(2)隣接都府県におかれましては、厚生労働省に対し、当該地域組合が事業展開することによる所管の地域組合等への影響などについて意見をいただきますようお願いいたします。

(3)隣接都府県への区域拡大を予定している所管の地域組合に対しては、拡大後、隣接都府県の地域組合等の事業活動へ影響を及ぼすことから、円滑に事業を行っていくためにも、隣接都府県内の地域組合等に対し、あらかじめ説明を行っておくように指導いただきますようお願いいたします。また、当該地域組合を所管する都府県におかれましても、隣接都府県と相互に情報を共有しておくことが望ましいものであるため、定款変更の認可申請前にあらかじめ関係者間で十分な調整の上、申請手続を進めていただきますようお願いいたします。

(4)また、隣接都府県への区域拡大は、所管行政庁の変更を伴うものであることから、実際に、隣接都府県へ事業展開する段階で、申請手続を行うように指導いただきますようお願いいたします。

(※)上記の流れについてのフロー図は別添のとおりです。

3 所管行政庁の変更に伴う移管手続について

厚生労働省において、地域組合の隣接都府県への区域拡大にかかる定款変更を認可した場合、所管行政庁は、各都府県から厚生労働省へ変更することになりますが、認可後、速やかに当該地域組合にかかる次の関係資料を厚生労働省へ送付いただきますようお願いいた

します。

また、所管行政庁の移管に当たっては、当該地域組合に対する直近の検査や日頃の指導監督を通じて、運営上、重大な法令違反等が認められないことや会計経理が著しく不適正でないことについて、確認いただきますようお願いいたします。

(1) 設立認可書の写し

(2) 員外利用許可書の写し ※該当がある場合のみ。

(3) 直近の総会(総代会)の議案書

(4) その他参考となる資料(直近の検査報告書 など)

4 その他

地域組合の隣接都府県をまたがる定款変更の取扱いについては、以上のとおりですが、消費生活協同組合は、その本質的基準として「一定の地域又は職域による人と人との結合であること」を要件とした同一の地域又は職場における非営利の相互扶助組織であること、また、今回の法改正において供給事業に限り隣接都府県への区域拡大が認められた趣旨は、生活圏の拡大に伴うものであることを踏まえ、この趣旨に反する区域拡大を行うことのないよう、日頃より指導いただきますようお願いいたします。